特定非営利活動法人　カーボンシンク　定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人 カーボンシンク　という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を　大津市皇子が丘三丁目１番 6-803 号　に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条 この法人は、すべての住民、事業者、行政などと共に、環境と経済の両立を目指し、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減をすすめ、社会の生産と消費活動における適正な炭素循環を実現し、人類と地球の持続可能性を高めることを目的とする。

（特定非営利活動法人の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動
(2) 国際協力の活動
(3) 経済活動の活性化を図る活動
(4) 子どもの健全育成を図る活動
(5) まちづくりの推進を図る活動
(6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(8) 消費者の保護を図る活動
(9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事　業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業
　① 低炭素社会実現に向けた事業の企画立案及び実施
　② 低炭素社会実現に向けた市民啓発・情報提供
　③ 低炭素社会実現に向けた調査・研究・提言
　④ 低炭素社会実現に向けた市民団体等の活動支援
　⑤ 低炭素社会実現に向けた国内外の交流促進
　⑥ 低炭素社会実現に向けた国際交渉、政策決定への参画
　⑦ 低炭素社会実現に向けた各種認証
　⑧ 低炭素社会実現に向けた日常生活に関するアドバイス
　⑨ 前号にかかる実態調査・分析及び情報提供
(2) その他の事業
　① 物品販売事業

2　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、利益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章　会　員

（種　別）

第6条　この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上（以下、「法」という。）の上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動や事業を推進・運営する個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する個人及び団体

(3) その他の会員　理事会で別途定めた会員

（入　会）

第7条　会員の入会については、特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　代表理事は、前項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき。

(3)　正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入されないとき。

(4)　除名されたとき。

（退　会）

第10条　会員は代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　3人以上

(2) 監事　1人以上

2　理事のうち1人を代表理事とし、副代表理事を1人、常務理事を若干名おくことができる。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2　代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

（職　務）

第 15 条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副代表理事及び常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為または、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条　役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（事務局および職員）

第 20 条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2　事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が任免し、職員は代表理事が任免する。

3　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第５章　総　会

（種　別）

第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構　成）

第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権　能）

第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(5) その他運営に関する重要事項

（開　催）

第 24 条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招　集）

第 25 条　総会は、第 24 条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。

2　代表理事は、第 24 条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電子メール、ＦＡＸいずれかをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条　総会は、正会員の総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議　決）

第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

第6章　理事会

（構　成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権　能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 借入金その他新たな業務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(6) 事業報告及び収支決算

(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　代表理事が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招　集）

第34条　理事会は、代表理事が招集する。

2　代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メール、ＦＡＸいずれかをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条　理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

（議　決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電子メール、ＦＡＸいずれかによって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（資産の区分）

第40条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

（会計の区分）

第 43 条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条　この法人の事業計画及びこれを伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 46 条　予算超過又は、予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び修正）

第 47 条　予算作成後にやむを得ない事由が生じた時は、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は修正することができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条　この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 49 条　この法人の事業年度は、毎年　7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

（臨機の措置）

第 50 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 51 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解　散）

第52条　この法人は、次に掲げる事項により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続き開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3　　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条　この法人が解散（合併または、破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合　併）

第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、滋賀県協働ポータルサイト（ＮＰＯ法人の貸借対照表の公告）に掲載して行う。

第10章　雑　則

（細　則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

（附　則）

1. この定款は、~~滋賀県知事の認証をうけた日（平成24年　月　日）からこれを~~この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表理事	近藤　隆二郎	
理　事	内藤　正明	
理　事	森　建司	
理　事	堤　幸一	
監　事	田渕　誠一	

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年9月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及びこれを伴う収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年6月末日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	入会金	0円
	個人　年会費	0円
	団体　年会費	年会費1口　0円
賛助会員	入会金	0円
	個人　年会費	0円
	団体　年会費	年会費1口　0円